

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

第五十六卷第一號
昭和十八年一月

論叢

聯關財についての覺書……………文學博士高田保馬

北支の物納小作制度……………經濟學博士八木芳之助

新經濟論理の展開……………經濟學博士柴田敬

歴史的形成立としてのナチス人間像……………經濟學士中川與之助

均衡過程と價格統制……………經濟學士中谷實

滿洲中央銀行法の改正……………經濟學士德永清行

研究

テイツシャアの統計學……………經濟學士有田正三

說苑

明治前期の外資排除に就て……………經濟學士堀江保藏

附錄

彙報

北支の物納小作制度

八木芳之助

北支、特に河北・山東・河南の三省に於ては、如何なる形態の小作制度が行はれてゐるかといふに、舊實業部中央農業實驗所の「農情報告」によれば、河北省では錢租(金納小作)五二・三%、穀租(定額穀納小作)二一・六%、分租(分益小作)二六・一%であり、山東省では錢租三〇・四%、穀租三〇・五%、分租三九・一%であり、河南省では錢租一六・五%、穀租三九・五%、分租四四・〇%となつてゐる。¹⁾ また土地委員會の「全國土地調査報告綱要」によれば、河北省では定額錢租制六二・六二%、定額物租制一七・六二%、普通分收制一六・七一%、佃工分收制三・〇〇%、その他〇・〇五%であり、山東省では定額錢租制二二・一四%、定額物租制三六・五八%、普通分收制四〇・二七%、佃工分收制一・〇一%であり、河南省では定額錢租制八・八一%、定額物租制一九・〇二%、普通分收制七一・六六%、佃工分收制〇・二八%、その他〇・二三%となつてゐる。²⁾ これらの小作制度のうち、金納小作制度たる錢租、即ち定額錢租制、³⁾ 並に分益小作制度たる分租、即ち分收制については、既に論述したから、この小論に於ては穀租たる定額物租制を物納小作制度なる名稱の下に取扱ふこととする。

茲に問題とする物納小作制度は、「包租」、「穀租」、「定租」、「定額租」、或は「定額物租」と呼ばれるものであり、小作料は小作契約上、米、小麥、粟、高粱、大豆、或は棉花等の現物の一定額を以て確定し、この現物を以

1) 農情報告、第三卷第四期、民國二十四年四月、九〇頁。
2) 土地委員會編、全國土地調查報告綱要、民國二十六年一月、四三頁。
3) 北支の金納小作制度、經濟論叢、第二卷、第三號。
4) 北支の物納小作制度、東亞經濟論叢、第二卷、第三號。

て納付する小作制度である。而してその納付する現物の種類に關しては、一種の穀物を納付するものあり、數種の農産物を納付するものもある。この物納小作料の季別納付状態を見るに、一季の收穫のみに小作料を納付するものあり、また各季の收穫に納付するものもある。一般的には揚子江流域以南の諸省には一季納が多く、黃河流域各省には各季納の割合が多い。蓋し中南支に於ては水田が多く、且つ水田地帯の現物小作料は主として稻穀を以て定められるため、この地帯に於ては或る一季の收穫、即ち稻收穫に對してのみ小作料が支拂はれる所が多いが、之に反し、黃河流域の各省は旱地地帯にして、こゝでは小麦、粟、高粱、玉蜀黍、大豆、棉花等の各種作物が栽培せられるから、物納小作料は各種の形態をとり、従つて小作料は各季の收穫に對して支拂はれることゝなるからである。その小作料の額に至つては、土地の肥瘠、交通の便否、灌漑設備の有無、その他一毛作田たるか二毛作田たるかの事情によつても、地方的に異つてゐる。この物納小作料は、收穫の豊凶如何に拘らず、毎年必ず一定額の現物を納付すべき常免制と、不作・凶作の場合には、減收に應じて一定の減免を行ふ減免制とに分れる。前者は所謂「豊年不加、歉年不减」を建前とするもので、地方により之を「板租」、「鐵租」、「硬租」または「呆租」ともいひ、後者たる減免租は之を「軟租」、または「非鐵租」とも呼んでゐる。

この小論では北支、特に河北・山東・河南省の各地に於ける物納小作制度を研究の對象とし、この物納小作料の性格並にその經濟的諸關係を吟味せんとするものであるが、先づ茲では河北・山東・河南省の各地に於ける物納小作制度の概況、その所在地、並に之が資料を左に表示することゝする。

所在地	物納定額小作制の概況	資料
河北省樂城縣寺北柴村	<p>本村の小作形態は、その七八割までが物納定額制たる包種にして、残り三割五分は分益小作制花二十斤に於て、その物納額小作に當り、小作契約は文書によるものと口頭のものとあり、收穫五割に當り、小作契約は明記せざる不定期小作が多い。</p>	<p>滿鐵、北支經濟調査所、實問應答(北支第五號)第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。</p>
河北省靈化縣盧家梁	<p>本村の小作制には、金納、物納定額及分益の三種がある。以前は物納の小作が多かつたが、四、五年来比較的に改められ、現存は兩者相半ばする。分益制は比較的に改められ、物納定額は穀納である。高梁の間に定められ、分益制は比較的に改められ、物納定額は穀納である。契約は口頭が多いが、契約書による場合もある。</p>	<p>冀東地區農村實應調査班(昭和十一年七月)村實應調査報告書(上)</p>
河北省定縣	<p>民國十七年の本縣第三區内の二百戸農家調査によれば、金納小作農戶數は計五、九、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。</p>	<p>李景漢編、定縣社會概況調査(民國二十一年)</p>
山東省歷城縣冷水溝莊	<p>本村の小作制には、納定額制たる分種と二種あり、前者が六割、後者が四割を占めてゐる。この物納定額小作料は、本村の耕作期間が多い。</p>	<p>滿鐵、北支經濟調査所、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。</p>

北支の物納小作制度

第五十六卷

一九

第一號

一九

6) 前掲、滿鐵、樂城小作(昭和十六年十一月)五一頁。 7) 同書、六〇頁。
 8) 同書、二二頁。 9) 前掲、滿鐵、河北省樂城縣寺北柴村、小作關係事項實問應答(第十一號)小作第二回(二、五頁)。 10) 前掲、滿鐵、小作(昭和十六年十一月十六日至十二月五日)、於樂城縣寺北柴村、六頁。

の起る處に於ては、物納定額制は之を採用するを得ず、分益小作制を採らざるを得ない。例へば前掲の河北省樂城縣寺北柴村に於ける質問應答では、「包種(物納定額小作)と捐種(分益小作)は土地の如何に依つて定めるか」との質問に對し、一小作人は「全部そう云へないが、土地が悪いと捐種の方が多い」と答へて居り、「何故土地が悪いと捐種が多いか」との質問に對しては、「それは毎年の收穫少く、包種のように定めた糧食を得ず小作料を納めることが出来ぬからである」と答へてゐる。同村の他の一小作人は、「包種にしないで捐種にした理由は」、「干地だから收穫が一定してゐないから」と云つて居り更に他の小作人も「捐種はどうかいふ場合にするか」との問に對し、「旱地その他悪い土地」の場合であると答へて居り、また「井戸のある土地のときは定租、井戸のない土地(白地)のときは折半す」とも言つてゐる。即ち「悪い土地の場合は損だから捐をする、そして出來た穀物を折半する」と云つてゐる。山東省歷城縣冷水溝莊に於ても、同様に「悪い土地の場合は分種の方が安全である」といはれてゐる。

第二に物納定額小作制は分益小作制に伴ふ煩を避けんとする場合に行はれる。即ち分益小作制にありては、通例地主は收穫時に小作人と立會ふて小作地の收量を確かめるものであるが、地主が自營農から不耕地主に移るか、若くは家族員の手不足、その他の理由によつて、收穫時立會の煩を避けんとして、分益小作を物納定額小作に改める場合が多い。例へば前掲河北省樂城縣寺北柴村に於ける一地主が、從來の捐種(分益小作)を包租(物納定額小作)に變更した理由として、「包種に變更したのは、家人が少なくなり、捐種の例に依る收穫時派人の出來なくなつた爲、包種とし租子を持參せしむることとした」と述べてゐる。同村の一地主は「捐を包に改むるとき地主はどういふ理由でこれを行ふか」との質問に對し、地主からいへば手數がかかる、定つた量が入らぬ¹⁴⁾ためであ

14) 同書、三八頁。 15) 前掲、滿鐵、北支農村概況調査報告(彰德縣第一區宋村及侯七里店)七三頁。 16) 前掲、滿鐵、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答(三)(A第五號)小作、三七頁。 17) 前掲、滿鐵、樂城小作(昭和十六年十一月)三一頁。 18) 前掲、滿鐵、歷城小作(昭和十六年十一月)四八頁。

ると答へてゐる。また他の一地主は「天災の後に捐を包に直したか」との間に對し、「否、互の便利のため手數がかかるから變へた¹⁴⁾」と答へてゐる。また前掲の河南省彰德縣に於ても、小作契約が分益制より定額制のものに移行せられる例も見受けられるが、これが理由は「小作地管理人等を有せぬ小地主に於ては、收穫の度毎に(殊に棉花の收穫は七、八回にも及ぶ)收量確かめに立會ふ可き煩しさを避けんとすることに在る¹⁵⁾」と述べられてゐる。

第三に物納定額小作制は、分益小作制に較らべて、地主・小作人の關係が疎遠なる場合に行はれる。即ち分益小作制に於ては、收穫物を一定の比率で地主・小作人間に分配するものであるから、地主として總收穫高を増すことによつて小作料額を多くせんとすれば、勢ひ地主自から小作人に接近して、常に經營上の監督を爲し得る立場にあることを要する。従つて分益小作制は地主・小作人兩者が相親しみ、相接近してゐる場合に始めて能く行はれるものであり、かゝる前提を缺く場合には、分益小作制は物納定額小作制に移行せざるを得ない。この點に關し、河北省樂城縣寺北柴村の一地主は「地主と小作人の互の感情がよく對手の誠實なことを信じてゐる時は捐地(分益小作)で、そうでない時に包地(物納定額小作)とする¹⁶⁾」といつて居る。同村では民國五、六年から九年頃まで、水災が多く、河水が氾濫したが、水害のため、かへつて土地がよくなつた。「そのため收穫が多くなつたが、この時小作人はなるべく收穫を少いやうに報告する。こんなときには悪い奴が必ず出て来て小作人が僞つてゐることを地主に密告する。そこで争になり、それでは包種にしよう¹⁷⁾と云ふことになり、小作人はかへつてこれを望み、地主もそれで安心出来るので包種に直したものが多かつた¹⁷⁾」といはれてゐる。これは水災で土地がかへつて肥へたため、小作人としても、一層集約的耕作をなし得る定額制を希望したのにもよるが、併し地主と小作人との關係が充分親密でなかつたことにもよるものである。山東省歷城縣冷水溝莊でも「分種は親しい間に行は

19) 前掲、滿鐵、歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答(A第十號)小作、二八頁。
 20) 前掲、滿鐵、北支農村概況調查報告(二)、三〇頁。
 21) 前掲、河北省樂城縣寺北柴村、小作篇、第十二號、五頁。
 22) 前掲、滿鐵、北支農村概況調查報告(二)、三〇頁。
 23) 前掲、滿鐵、北支農村概況調查報告、彰

れる、普通は租單を書かぬ¹⁸⁾と言はれて居り、また同村の一小作人は「濟南の地主と冷水溝の小作人との間に分種小作ありや」との質問に對し、「なし」と答へ、更に「何故か」との間に對しては「畑で平分する必要あり、それには實際上不便且つ不可能だから¹⁹⁾」と答へてゐる。かゝる不在地主に於ては、分益小作は行はれず、物納定額制をとることとなる。更に山東省泰安縣に於ても、物納定額小作制度は「地主と小作人との關聯性が稀薄なればなる程多く見られるのであつて、土地の資本化に従ひ分益小作の支配的地位は漸次定額制に移讓せらるべき傾向を有するものと云ふべく、農村資本主義化の一傾向として注目すべきであらう」と述べられてゐる。

第四に物納定額小作制は、地主の收入を安定せしめるためにも採用せられる。前掲の河北省樂城縣寺北柴村では、分益小作制を物納定額制に改める理由として、分益制では「定つた量が入らぬ」²¹⁾點を指摘してゐる。山東省泰安縣の調査に於ても、「物納定額制は分益小作に比するに地主に極めて有利にして、その危險負擔は専ら小作人のみに限られる」²²⁾と云はれてゐる。また河南省彰德縣に於ても、小作契約が分益制より定額制に移行する理由の一として、「地主が天災等に基く減收の危險を或る程度免れんとするものであること」²⁾が擧げられてゐる。而して此等の場合、分益制より定額制への移行は、地主の一方的意志による場合が多く、河北省樂城縣寺北柴村では、「包にするか指にするかは地主の方で定めるのか小作人の希望で定めるのか」との質問に對し、前村長は「地主による」²³⁾と答へて居り、山東省歷代縣冷水溝莊に於ても、「普通、土地を借りるに當り、分種にするか、租地にするかはどちらの意見に依り決められるか」との質問に對し、一小作人は「二人で相談する」と答へてゐるが更に「地戸は分種地を、地主は租地を主張した時はどうなるか」との間に對しては、「地主の意見に従ふ」²⁵⁾と答へてゐる。

德縣第一區宋村及侯七里店、七三頁。²⁴⁾ 前掲、瀋陽、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答、(A、第五號)三、小作、二一頁。²⁵⁾ 前掲、瀋陽、小作(昭和十六年自十月二十五日至十一月十五日)於山東省樂城縣冷水溝村、二三頁。²⁶⁾ 陳正謨、中國各省的地租、一五頁。

第五に物納定額小作制は、土地に比して人口が過剰であり、従つて、小作地に對する需要の強い場合にも成立する。蓋しかゝる際には、地主は極めて強い立場に立ち、收穫不安定なるに拘らず定額制を採用し、若し小作人に於て小作料を滞納すれば容赦なく耕地を引上げ得るからである。併し小作人としても、土地に較べて人口の過剰なる處では、集約耕作をなさざるを得ず、このために定額小作制を選ぶこととなる。それは定額制の下に於ける小作人は、土地に對して勞資を加ふるに當り、その最後の投下に於ける犠牲價值と、それより生ずる收益價值との相等しき點まで之を行ふが、分益制の小作人は、その最後の投下によりて生ずる費用と、彼が割前として收得し得べき利益との相等しき點まで勞資を投下するに過ぎず、従つて分益制の下に於ては集約耕作への移行がそれだけ妨げられることとなるからである。この點に關し、河北省樂城縣寺北柴村の一小作人は、「小作人は包(定額制)と捐(分益制)とどちらによく肥料をやるか」との質問に對し、「包地」と答へ、また「一人で包と捐と兩方してゐるとき包に肥料を多くするか」との問に對しても、「然り」と答へてゐる。

(二) 物納定額小作制に於ける小作料納入の現物

小作料として納入する現物は、畑地に於ては小麦、高粱、粟、玉蜀黍、大豆、棉花等にして、水田に於ては水稻である。(1) 一般に物納定額制では、小作料はその小作地に出來た作物を以て納入するのを建前とする。例へば河北省樂城縣寺北柴村では、每畝の小作料は棉花二十斤、穀子(粟)五斗となつて居るが、これは棉花と穀子とを毎年二種共必ず納めるといふ意味でなく、「穀子を植えた時は穀子、棉を植えた時は棉を納めるのである」²⁵⁾従つて棉花を植えた時、穀子で小作料を納めることは出來ない。反對に穀子を作つて、棉花で小作料を納めることは、地主は之を歓迎するが、小作人が之を欲しない。といふのは棉花二十斤の方が穀子五斗よりも高價だからである。棉花の運作は地力維持の點よりして不可能であるから、

27) 前掲、滿鐵、小作篇第十二號、河北省樂城縣寺北柴村、五頁。
28) 前掲、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)於樂城縣寺北柴村、一五頁。前掲、樂城小作(昭和十六年十一月)五頁。29) 前掲、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)於樂城縣寺北柴村、八頁。

棉作の翌年には穀子を栽培せざるを得ない。かゝる事情より、穀子を植えた時は棉を以て小作料を納めるのを通例とする。また穀子(粟)の代りに豆を作つた時は、小作料として豆五斗を納める。穀子の代りに麥子を植えた時は「二斗半を麥で、残りの二斗半を穀子で納める、つまり麥子は穀子より値段が高いからである」と言はれてゐる。(2)物納定額制では、小作料は普通の品質のものを以て納めることを建前とする。例へば山東省歷城縣冷水溝莊では、「この習慣によれば一番よい質のものを納める事になつてゐるか」との質問に對し、一農民は「普通のを納める事になつてゐる」と答へてゐる。また「惡質のものを納める時保人に注意することありや」との質問に對しては、「出来る、あまり悪いと取りかへることも出来る」と答へて居り、租單(小作契約書)のうちにも、悪いものを納めたらいけないと書くのが普通であり、「自分のも書いてある」といつてゐる。

(3)小作料として納入すべき現物の種類は、二年三作制耕種方式の採られる處では、それに應じて異つてゐる。例へば山東省歷城縣冷水溝莊に於ける一小作證書には、「毎年租利麥子三斗參升、穀四斗とあるが、二年三作なら毎年右の様には納めぬだらう」との質問に對し、一農民は「これは二年に三回として完納する意、即ち第一年度に麥子と豆子、二年目は穀子(粟)となるわけだ」と答へてゐる。即ち同村では第一年度には小麥と大豆とを栽培し、第二年度には粟を栽培するから、小作料としては第一年度に小麥三斗三升と大豆二斗、第二年度に粟二斗を納入することとなる。山東省泰安縣第一區下西隅鄉滂窪莊に於ても二年三作制の耕種式が採用されてゐるが、小麥作と粟作(又は黃豆作)の行はれる第一年度に於ては、小作料は小麥と粟(又は黃豆)とを以て、粟作のみの行はれる第二年度に於ては粟のみを以て納入される。但しこの場合、例外として定額の小麥を納入する契約も見られ

30) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)一一頁。
32) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)七五頁。
33) 前掲、北支農村概況調査報告(二)、一〇六頁。
34) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)一四頁。
35) 前掲、北支農村概況調査報告(彰德縣第一區宋村及候七里店)七三、七四頁。

る。尙ほ同村では小作料として穀質の外に、莖稈をも納入せしめるのが普通である。³³⁾

(4) 水田の小作料は米のみである。前掲の山東歷城縣冷水溝莊では、「水田は米だけ租とするか、外に稭はとらぬか」との質問に對しては、「稭はとらぬ、稭は一畝三十圓もする、昨年は三十圓位だった」と答へられてゐる。

(5) 物納小作料は一般に小作地に於て生産せられる作物を以て定められるが、その例外として河南省彰德縣第一區宋村及侯七里店では、棉作地に於ける物納定額小作料は、これに小麥、粟を栽培した場合の收量を豫想して、小麥、粟の一定量を以て定めてゐる事例が多い。即ち一畝當り棉花五〇斤の收量ある水地では小麥五斗、粟六斗が得られるから、その小作料は小麥二斗半乃至三斗、粟二斗半乃至三斗と定められて居り、之を以て納入される。

(三) 小作料の額 物納定額小作料の額は、土地の肥瘠、交通の便否、灌漑設備の有無、一毛作田なるか二毛作田なるかの別等によつて、それぞれ多少異なるものである。この小作料額の決定標準について農民は如何なる觀念を有してゐるかといふに、河北省樂城縣寺北柴村に於ては、「本村で小作料額の種類は幾通りあるか」との質問に對し、一農民は「二〇斤と必ずしも決つてゐない、土地の善い惡いに依り、糧食六斗、四斗、三斗とある」と答へてゐる。山東省歷城縣冷水溝莊では、小作料を「定める場合、何を標準として決定するか」との質問に對し、一農民は「地の良否による、遠近には關係ない」と答へてゐる。他の農民は「併し遠近にも關係あり、土地でも遠い場合は望まぬ」といつてゐる。また同村の他の農民は「小作料(租糧)の高を決定するにはどうするか」との問に對し、「土地を見てこの土地からどんな作物が出来るかを見る」と答へて居り、更に他の農民は「定額租は何を標準として定めるか」との問に對し、「土地の平年作を標準とすると答へてゐる。即ち小作料額は土地の良否によつて異なるものであり、其の土地で作られる作物の平年作を標準として決定せられるものである。」

36) 前掲、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日、於樂城縣寺北柴村)一七頁。

37) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)一六頁。38) 同書四三頁。

39) 前掲、歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答(A、第十號)、二五頁。

40) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)四四頁。41) 同書、一六頁。

而して一小作地の具體的なる小作料の決定については、「保證人が地主と小作人との間を取もつて定める」のが普通であり、「例へば小作人が二斗納める、地主が三斗と云へば、保人が中に立つて二斗半と定める」といつてゐる。

定額小作料の額、並にそれが收穫高に對する割合に關しては、河北省樂城縣寺北柴村では通常一畝當り、棉花二十斤または粟五斗となつてゐるが、それは收穫高の五割に當つてゐる。⁴²⁾この場合、一畝當り小作料を棉花二十斤、粟五斗と定めるのは、何を基準にするかといふに、棉花はその收穫を一畝當り四十斤と定め、二十斤を小作料としてとり、粟はその收穫一畝當りを一石と定め、五斗を小作料としてとるもので、⁴³⁾定額小作料とはいへ、收穫物を地主・小作人間に折半するといふ分益小作料の餘息を多分に藏してゐる。即ち同村の定額小作料の契約書中にも「言明毎年畝棉花四十斤包種包分期至霜降節兩家均分各家每畝分棉花二十斤」⁴⁴⁾とも、また「言明毎年每畝包種包分言明毎年每畝棉花四十斤穀子一石兩家均」⁴⁵⁾とも書かれて居り、従つて定額小作料を直接記載せず、先づ收穫を確定し、之を地主・小作人間に均分することとして、間接的に小作料を定額ならしめるやう記載してゐる。

山東省歷城縣冷水溝莊では、土地では每畝粟四斗、麥四斗、豆三斗五升の收穫あり、その小作料は粟二斗五升、麥二斗五升、豆一斗五升にして、中地では高粱四斗、麥二斗五升、豆二斗の收穫あり、その小作料は高粱二斗、豆一斗五升、麥一斗五升にして、下地では高粱四斗、豆一斗五升の收穫あり、小作料は高粱二斗、豆一斗である。⁴⁶⁾従つて小作料は收穫の五割乃至六割の程度である。河南省彰德縣でも第一表上示せる如く、小作料は收穫量の五割強となつてゐる。

(四) 小作料の減免

不作・凶作の場合に於ける小作料の減免に關して如何なる慣行があるかといふに、河

42) 前掲、河北省樂城縣寺北柴村、小作關係事項質問應答(第十一號)小作第二回の二、二七頁。 43) 前掲、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答(三)小作(A第五號)、四九頁。 44) 同書、二六頁。 45) 同書、二六頁。 46) 前掲、樂城縣寺北柴村(第十一號)、小作第二回の二、二頁。

北省樂城縣寺北柴村では、「五斗、二〇斤の小作料(包、純小作)は凶作の場合も同額拂はねばならないか」との質問に對し、一農民は「天災の時は、やらなくても良いが、小作人が怠慢により、施肥、手入、耕作が悪くて取れない場合は、やらなくてはならぬ」と答へて居り、「全然拂はなくても良い天災とはどんなものか」との質問に對しては、「蝗蟲、泡子(雹)、大洪水の場合」⁴⁷⁾と答へてゐる。然らば「前述天災(降雹、洪水、蟲害)の時、純小作の包(定額制)の場合、收穫が半分以下の場合はどうか」といふに、「その被害を受けた時、直ちに地主を呼んで見せる、そして半分の收穫があつた場合は、それを折半して分ける」といつてゐる。之に對し更に「しかし、五斗、二〇斤は折半にする意味でないから、天災に依り半分の收穫を得た時、これを折半するのは、おかしいと思ふが」との質問に對しては、「天災の場合はやむを得ないから折半にする」と答へられてゐる。小作料の減免に關し、同村の他の一農民は「天災のため收穫物が半減したときは如何」との質問に對し、「棉二十斤の約束なら、五斤乃至十斤位を納める」と答へて居り、「どれ位から全然やらないのか」との間に對しては、「收穫物が四分の一位になつたとき」と答へてゐる。尙ほ「天災の場合、地主が右の如く收穫量に依り考慮せずして、約束額を要求しその支拂なきときは滞納額に繰入れることはないか」との質問に對しては、「なし、天災は小作人のためではないから」⁴⁸⁾と答へてゐる。然るに他の一農民によれば、凶作に際しては同村の小作人達は地主に小作料減額の請願をなし、「定額より少く支拂ふ」といつてゐる。その際「右で收めなかつた分は滞納となるのか、又は免除となるのか」との間に對しては、「滞納となる」⁴⁹⁾と答へてゐる。此の點、前者の農民の答と矛盾してゐる。前者の農民の場合、定租でも減免を認める慣行のものであり、後者の農民の場合は減免を認めない常免制であるから、不納分は滞納となるのではないかと考へられる。併しこの點については尙ほ吟味を必要とする。

46) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)、二〇頁。 47) 前掲、小作(昭和十六年十一月十六日至十二月五日)於樂城縣寺北柴村、七四頁。

48) 同書、七五頁。 49) 前掲、河北省樂城縣寺北柴村、小作關係事項質問應答、小作第二回の二、二〇頁。 50) 同書、二八頁。

山東省歷城縣冷水溝莊に於ても、「天災等で小作料が拂へぬときどうするか」との質問に對ては、「小作料は免除してやる」⁵¹⁾と答へられてゐる。而して如何なる程度に小作料を減免するかに關しては、小作契約證書のうちに記載せられる場合が多い。即ち「若遇天災糶粒平批」⁵²⁾の如き、その一例である。この場合「天災とは收穫が何割位から言ふか」といふに、「五、六割位」⁵⁴⁾と答へられてゐる。即ち定額小作制にありても、收穫が六割以下の場合には、天災として糶粒と糶とを地主・小作人間に平分(折半)し、收穫が三割以下であれば小作料を免除することゝなつてゐる。なほ「天災にあへば糶までとるのはどう云ふわけか」といふに、それは「粒が少いから」⁵⁵⁾であると答へられてゐる。

山東省泰安縣第一區下西隅鄉滯窪莊に於ては、物納定額小作制では凶作時に於ても原則として小作料の減免は一切行はれず、「現に本年は旱害のため相當收穫に影響を及ぼし、小作地よりの收穫物を以て現物小作料を納入なし能はざるものありたるも、何れも從來の社會的慣習に従つて減免せらるゝことなく、小作人は不足分を他より融通して夫々地主への納入義務を果して居り、小作料に關する何等の紛擾をも生じて居らない」⁵⁶⁾と述べられてゐる。また河南省彰德縣に於ても、「定額制小作に於ける小作料減免の實情を見るに、水害等により明かに收穫皆無に陥らざる限り、災害により減收を來しても小作料は容易に減免されぬのが普通である」⁵⁷⁾と述べられてゐる。かくの如く定額小作制では、凶作に際し、小作料の減免をなすものと然らざるものがある。小作料の減免慣行のある場合に於ても、その減免の率は必ずしも一定しないが、平年作の半額以下の場合には、地主・小作人間に收穫物を折半するものが多く、收穫量が平年作の二、三割以下の際には、小作料の納入は之を全く免除するといふ慣行も見られる。

51) 前掲、歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答、(A、第十號)、二四頁。
52) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)五三頁。 53) 同書、一一頁。 54) 同書、五三頁。 55) 同書、一二頁。 56) 前掲、北支農村概況調查報告(二)、一〇七頁。 57) 前掲、北支農村概況調查報告、(彰德縣第一區宋村

(五) 小作料の納期と納入方法

河北省樂城縣寺北柴村では、「棉や糧食を收穫したら直ぐ」小作料を納付するものであるが、同村では小作料は普通、「地主が人を派して取りに来る」場合が多い。この小作料の收納に對し、地主は領收證を與へないのが普通である。この點につき「小作人がまちがつたら困るだらう」との質問に對しては、「そんなことはない」と答へられてゐる。小作料は一回に完納するのを建前とするが、併し棉花は「五日に一度摘むから、地主は十日に一度」小作料としてそれを取りに来ることゝなるので、この場合には「三回、五回の場合もあり、尙多く分けてとることもあり」と言はれてゐる。

山東省歷城縣冷水溝莊に於ては、納糧は皆後納であり、「米は舊十月中、麥は舊五月中、粟は舊八月中、高粱は舊八月中、豆は舊九月中」に納めるが、小作料の完納期は、同村では一般に「陰曆八月下旬から十月一日まで」となつてゐる。「但し十月中なら差支ない」とされてゐる。同村では小作料は、地主が「取りに行つて地主の方で運んで歸る」場合と、小作人が地主の家へ持參する場合とがある。小作人が地主へ小作料を持參するも、同村では地主は小作人を獎勵することもなく、また領收證を渡すこともない。山東省泰安縣第一區下西隅鄉灣窪莊では「納入小作料現物は夫々の收穫期に於て小作人の勢力により地主の院子又は倉庫に搬入するもの」として居る。

(六) 小作料滞納に對する處置

小作料滞納の際には如何なる處置をとるかといふに、河北省樂城縣寺北柴村では「今年取れない分は來年納めよと言ふ風に圓滿解決を試みる」と言はれて居り、小作人としても「もし收穫が非常に悪い時は、とつただけの棉花を地主の前に置いて、今年は雨がなく灌漑がわるい爲、とれなかつた。とれただけ持つて行つて下さい。來年は井戸を修繕して、よく出來たら残りを納めますからといふ」とされてゐる。併し小作料の滞納分が累積するときは、滞納分を全部貨幣に換算して、借帖（借用證書）に書くこともあり、

及侯七里店)七四頁。58) 前掲、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)於樂城縣寺北柴村、一九頁。59) 前掲、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答(A、第五號)一頁、五一頁。60) 前掲、小作黨第十二號、四二頁。61) 前掲、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答(A、第五號)(三)小作、

また「小作人が小作料を一年滞納すれば、地主はその土地を取上げてよろ⁷²⁾」ことゝなつてゐる。

山東省歷城縣冷水溝莊では、小作料は陰曆十一月頃までに納入すべきであるが、十一月を過ぎては納めない場合は、「地主が請求に行く⁷³⁾」ことあり、また介紹人をして催促せしめ、「駄目なら土地を取り上げる⁷⁴⁾」ことゝなる。

その際、不納分は借金の形にするかといふに、「もうとらない⁷⁵⁾」と言はれてゐる。而して同村では「小作地は小作料滞納で取り上げるのが一番多い⁷⁶⁾」と言はれてゐる。

(七) 小作契約と小作期間 河北省樂城縣寺北柴村に於ては、物納定額小作制の契約には、口頭によるものと文書によるものがある。「包帖(契約書)を立てるときは、中間人が小作人をつれて地主の宅に赴き、其處で包帖を作成し、中間人は之を地主、小作人に見せ、異議なきときは之を地主に交付す⁷⁷⁾」る。この租帖は地主が之を保管するが、契約の期限が來て、やめる場合には、小作人に返す。租帖に記載する事項は、小作料、小作期限、土地の所在(坐落)であり、四至(四方の境界)は小作人と小作地とが同村にある場合には之を書かない。同村に於ける物納定額小作契約書の一例を示せば左の如くである。

立包帖人〇〇今包種到

〇〇人名下井地〇畝坐落村東係〇〇言明毎年每畝包種包分言明毎年每畝棉花四十斤穀子一石兩家均言明期至秋分節一律交清口說無憑立包帖爲證

中間人〇〇說合

許辭不許收

本村の物納定額小作制にありては、不定期小作が多く、これは「地主が許す期間のみ續く」もので、小作人に於て欠租(小作料滞納)なく、且つ地主との間が親密ならば、永く繼續小作せしめることゝなつてゐる。⁷⁸⁾

三九頁。 62) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)一七頁。 63) 前掲、小作
歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答、(A、第十號)二五頁。 64) 前掲、小作
(昭和十六年自十月二十五日至十一月十五日)二八頁。 65) 前掲、歷城
小作(昭和十六年十一月)一八頁。 66) 前掲、小作(昭和十六年自十月二十

山東省歷城縣冷水溝莊に於ては、物納定額小作契約は文書によるものが多く、小作人側に於て之を作成し、地上に交付するもので、普通一枚とする。⁸⁰⁾この租單(契約書)に記載すべき事項は、租地戸と地主名、地畝數、租額、完納期、保人等である。今、同村に於ける租單の一例を示せば左の如くである。

立租單人○○○今租到

○○○名下某地若干言明每年租銀○斗耕種期限以○年爲度○年以内自許客辭主不許主辭客上租糧日期以十月爲度到期不上保人完全負責此係兩家情願各不返悔空口無憑立租單爲證

保人 ○ ○ ○

中華民國○○年○月○日 立

同村では小作期間は、有期にして、三年、五年が多く、七年、八年は比較的少ない。而して同村では小作期限が切れたとき引續き小作を行はんとする場合には、「また租單を書き直す」ことゝなつてゐる。⁸²⁾

山東省泰安縣に於ても、物納定額制では小作人より地主に對して、一方的契約ではあるが、保證人一名以上の連帶責任を以て、小作契約書を作成・交付し、小作料額、納期、小作期限、小作料延滞に對する處置等を之に記載するものとする。⁸³⁾また河南省彰德縣に於ても、定額小作制にありては小作料額及び小作期限を明記せる契約書を取換す場合が多い。小作期限は一年が最も多く、三年乃至四年のものが之に亞いでゐる。⁸⁴⁾

(八) 撤佃と小作權

河北省樂城縣寺北柴村に於ては、小作關係の終了は地主の申出による場合が多く、小作人の申出による場合は極めて少ない。「地主の方から止めさせす場合は、どんな原因で止めさせす場合が多いか」といふに、それは「糧食の滞納の場合」であり、「滞納以外の理由では小作を止めさせる事はない。」「では惡質のものゝ納めた場合はどうか」といふに、「地主は喜ばない、又小作を止めさせることもある。」「この場合、小作を

5) 前掲、歷城縣冷水溝莊に於ける質問應答、(A、第十號)二五頁。 67) 前掲、北支農村概況調查報告(二)一〇七頁。 68) 前掲、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)五七頁。 69) 前掲、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答、(A、第五號)二九頁。 70) 前掲、樂城縣寺北柴村に於ける質問應答、(A、第五號)二九頁。 71) 前

止めさせる場合が多いか、許す場合が多いか」といふに、「最初は注意して許すが、次にも悪質のものを納めた場合は地主は取上げる」こととなる。「土地を取上げる場合はもう外に無いか」といふに、「地主の方で自作する土地が足りない場合」と答へられてゐる。斯かる場合、地主が小作地を取上げるのは、小作人が「穀物を收穫した後でなければ取上げる事は出来ない」こととなつてゐる。「收穫の秋が過ぎた後で小作人が高に肥料を施した場合はどうなるか」といふに、この場合でも「地主は取上げる事は出来ない。併し地主が他の者に、その土地を賣る場合は小作人は仕方がない」とされてゐる。併し同村では「近頃は概して地主が小作人を欺し、小作人が糞肥を施した土地でもとり上げ、又小作競争者が他に現はれて租額を多く出せば、地主は在來の小作人を無視して之に貸すやうな風潮になつた。それで小作人側で、かかることを防ぐ爲、特に此の用語（許辭不許收）を挿入するやうになつた。昨年あたりよりの小作契約書には殆どもれなく記入してあると思ふ」と述べられてゐる。尙ほ同村では小作權の賣買や轉貸は許さないこととなつてゐる。

山東省歷城縣冷水溝莊に於ては、租單のうち「許客辭主、不許主辭客」なる字句の書かれてゐる際には、小作期間中、地主は土地を取上げることを得ない。併し小作人の「耕し方が悪くて草が生える場合、納租が悪い場合」、その他「地主が租地を賣る場合」には、小作期間中と雖も土地を取戻すことが出来る。而して斯かる場合に於ける土地の取戻しは、一般に收穫が済むでから行はれるのが慣例である。同村では稀ではあるが、轉小作も幾分行はれてゐる。この轉小作については「地主が一個所に、例へば六畝持ち、之を皆一人の者に貸し度い場合に地戸の方では三畝しか作れない時、地戸がその六畝全部を一人で借りて、その中三畝を他の者に更に貸すのである」といはれて居り、「その場合地主は、始めから轉租を知つてするのか」との質問に對しては、「知つてゐる」と

73) 前掲、小作(昭和十六年十一月二十五日至十一月十五日)三四頁。
 74) 前掲、小作(昭和十六年十一月二十五日至十一月十五日)三〇頁。
 75) 同書、七五頁。
 76) 前掲、小作(昭和十六年十一月二十五日至十一月十五日)四六頁。
 77) 前掲、樂城小作(昭和十六年十一月)五四頁。
 78) 前掲、A、第五號、三一頁。

答へられてゐる。

三

以上に互つて、北支、特に河北・山東・河南省の各地に於ける物納定額小作制の性格を明らかにし、その經濟的諸關係について吟味した。この物納定額小作制は分益小作制より一步進歩したものであるが、併し定額小作料の定め方に於て寧ろ歩合小作制の性格を保有してゐる點、その他減免慣行が普及してゐる點等について、多分に分益小作制の餘臭を藏してゐる。従つて收穫高に較らべて小作料額も相當に高く、その小作料額は理論上の地代額以上に及び、小作人が正當に取得しうべき利潤や勞賃の一部をも含むこともあり得る。その他小作期間や耕作權も充分に安定してゐるものと云ふを得ない。従つて北支に於ける小作農の生活を安定せしめ、農業生産力を向上せしめんとすれば、今後に於て、此等の諸點につき適當なる改正の加へられることを要望せざるを得ない。

- 掲、小作關係事項質問應答、(第十一號)九頁。 78) 前掲、A、第五號、三七頁。 79) 前掲、第十一號、小作第二回の二、三頁、一〇頁、A、第五號二七頁。 80) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)二頁。 81) 前掲、小作(昭和十六年自十月二十五日至十一月十五日)二頁。 82) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)四九頁、八三頁。 83) 前掲、北支農村概況調査報告(二)三一頁。 84) 前掲、北支農村概況調査報告(彰德縣第一區朱村及侯七里店)七五頁。 85) 前掲、小作(昭和十六年自十一月十六日至十二月五日)五二頁、五三頁。 86) 同書、四一頁。 87) 前掲、小作關係事項質問應答(第十一號)、小作第二回の二、三頁。 88) 同書、一一頁、一二頁。 89) 前掲、歷城小作(昭和十六年十一月)五〇頁。 90) 同書、三〇頁。 91) 前掲、小作(昭和十六年自十月二十五日至十一月十五日)四五頁。 92) 同書、六一頁。 93) 同書、二四頁。 94) 同書、二五頁。